

山形県キャンプ協会規約

第1章 総 則

第1条 この会は、山形県キャンプ協会（Camping Association of Yamagata）
略称をC.A.Y.という。

第2条 この会の事務局を、事務局長宅に置く。
(山形県山形市嶋北2-12-2 齋藤孝行宅)

第2章 目的と事業

第3条 この会は、キャンプを中心とした野外活動の健全な発展と普及に貢献し、会員相互の親睦と資質の向上を図る。

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) キャンプ及び野外活動に関する研修会等の開催。
- 2) キャンプ及び野外活動に関する指導助言。
- 3) キャンプ指導者の養成及び認定。
- 4) キャンプ及び野外活動の普及振興に関する事業。
- 5) その他この会の目的達成に必要な諸事業。

第3章 構 成

第5条 この会の会員は、次のとおりとする。

- 1) 個人会員
- 2) 団体会員
- 3) 賛助会員

第6条 会員の資格と入会の手続きは、別に定める。

第7条 この会は、必要に応じ支部をおくことができる。

第4章 役員

第8条 この会に、次の役員をおく。

会長 1名
副会長 若干名
理事 若干名
監事 2名
事務局長 1名
事務局次長 1名
幹事 若干名

第9条 会長、副会長、理事、監事及び事務局長は、総会において選任する。

2 また、事務局次長及び幹事は必要に応じて事務局長が指名する。

第10条 会長はこの会の事務を総理し、本会を代表する。

第11条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理または代行する。

第12条 理事は、理事会を構成し、この会の業務にあたる。

第13条 事務局長、事務局次長及び幹事は、業務の執行にあたる。

第14条 理事会は、必要に応じ専門委員を委嘱することができる。

第15条 この会の役員の任期は、2カ年とし、再任を妨げない。

2 補充に選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまではなお、その職務を行う。

第16条 監事は、この会の会計を監査する。

2 監事は協会役員のほか、協会外部からも選出できる。

第17条 この会に、顧問をおくことができる。

2 顧問は、会長または副会長経験者及びそれと同等の功績があった会員の中から理事会の議決を経て、総会において推挙する。

第18条 役員がこの会の役員としてふさわしくない行為が会った場合、理事会の議決によりこれを解任することができる。

第5章 会 議

第19条 総会は、毎年1回会長が召集し、会長が議長となり、次の事項について審議、決定する。

- 1) この会の事業方針。
- 2) 予算、決算の承認。
- 3) 役員の選出。
- 4) 規約の改正その他必要な事項。

2 総会は、会員総数の10分の2以上の出席をもって成立する。ただし、表決についてあらかじめ委任した者は、会議に出席した者とみなす。

3 総会の議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数の場合は、議長がこれをめる。

4 総会の決議の要する事項のうち、緊急を要する事項については、総会構成員の過半数の書面、または電磁的記録による同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。

第20条 次の場合は、臨時総会を開く。

- 1) 会長が必要と認めた場合。
- 2) 理事会の議決によって会長に召集の要請のあった場合。

第21条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、必要に応じて開催し、会長がこれを召集し議長となる。または3分の1以上の理事の要請があったときは、臨時に理事会を召集する。

第22条 理事会は、理事の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、表決についてあらかじめ委任した者は、会議に出席した者とみなす。

第23条 総会及び理事会は、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名が署名押印のうえこれを保管する。但し当分の間は総会資料等をもって議事録に代える。

第6章 経費および会費

第24条 この会の諸経費は、会費、寄付金、その他の収入によって支弁する。

第25条 この会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 第26条 会計年度終了後剰余金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。
- 第27条 この会の会費は、次のとおりとする。
- | | | |
|------|----|--------------|
| 個人会員 | 年額 | 2,000円 |
| 団体会員 | 年額 | 20,000円 |
| 賛助会員 | 年額 | 1口(5,000円)以上 |
- 第28条 この会の入会金は次のとおりとする。但し、他支部よりの移籍者及び団体会員に所属している者は不要とする。
- | | |
|------|---------|
| 個人会員 | 2,000円 |
| 団体会員 | 20,000円 |
| 賛助会員 | 不 要 |
- 第29条 本会の業務遂行のため必要な場合は、理事会の承認を得て、特別会計を設けることができる。
- 第30条 会費の納入方法は、別に定める。

第7章 簿 冊

- 第31条 この会に次の簿冊を備える。

- 1) 規約
- 2) 会員名簿
- 3) 会計簿
- 4) 議事録
- 5) その他必要な簿冊

第8章 規約の改正

- 第32条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

附 則

1. 昭和38年4月21日に設立した山形県野外活動指導者連盟を昭和62年4月18日に解散し、同日の昭和62年4月18日に山形県キャンプ協会を設立
2. この規約は、昭和62年4月18日より施行する。
3. 昭和63年4月1日一部改正（第8条の2、第9条の2及び第10条の2「会長代行」
4. 関連を追加。
5. 平成5年4月1日一部改正（第2条 事務局所在地の変更）
6. 平成6年4月1日一部改正（第27条及び第28条 個人会費を2,000円に、団体会費及び入会金を20,000円に値上げ）。
7. 平成15年4月1日一部改正（全体的に見直しをはかる）。
8. 平成22年5月9日一部改正（第4条 1項、3項、および、第19条 総会の出席者数の変更）
9. 令和3年6月1日一部改正（第19条 書面または電磁的記録総会について追記）
10. 令和3年6月1日一部改正（第21条 理事会の構成について）
11. 令和7年6月1日一部改正（第1条、第8条、第9条、第10条、第13条、第16条を変更）

山形県キャンプ協会会員規定

規約第6条に基づき、会員の資格及び入会の手続き等を次のように定める。

1. 会員の種別・資格

【個人会員】

日本キャンプ協会公認指導者として登録した者及びキャンプ活動に関心を持ち、この会の趣旨に賛同し、公認指導者を目指す者。

【団体会員】

1. キャンプ教育を実施する青少年団体または野外活動実施団体。
2. 野外活動に関する教育・研究を行っている大学の当該研究室等。
3. 日本キャンプ協会の認証を有するキャンプ場。
4. その他理事会が特に承認した組織または機関

【賛助会員】

毎年定額の金品の寄付あるいはこれと同額と認められる寄付によって、本会の事業を援助する個人または団体。

2. 入会及び承認等

入会する者は入会申し込み書を提出する。会費、更新登録料等を納入期限まで納入しなかった者やこの会の会員としてふさわしくない行為のあった者は、（社）日本キャンプ協会または理事会の決定に基づいて会員及び指導者の資格を失う場合がある。

附 則

平成15年4月1日一部改正（規定見直し）